

機構が保有する個人情報の開示請求等制度の概要

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の定めるところにより、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に対し、機構が保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求することができます。

(1) 開示請求等の対象となる保有個人情報

開示請求等の対象となる保有個人情報は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の役職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、機構の役職員が組織的に用いるものとして、機構が保有しているもののうち、法人文書に記録されているものが対象です。ただし、(2)に掲げる情報は除きます。

(2) 不開示とする情報

- ・ 請求者ご本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ・ 請求者ご本人以外の個人に関する情報
- ・ 法人の正当な利益を害する情報
- ・ 審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれのある情報
- ・ 機構が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

(3) 開示請求等ができる人

機構の保有する個人情報のご本人、法定代理人又は任意代理人の方が請求できます。

(4) 本人確認の方法

開示請求及び開示実施の際に、ご本人、法定代理人又は任意代理人の方であるか確認させていただくため、各請求書又は通知書等に記載の公的な証明書類をご提示又はご提出ください。

(5) 開示請求から開示実施、訂正請求、利用停止請求の流れ

① 開示請求書の提出

「保有個人情報開示請求書」に必要事項を記入して持参又は郵送にて請求窓口にご提出ください。

なお、開示請求には1件につき300円の手数料が必要です。「保有個人情報開示請求書」に記載の方法で納付してください。

② 開示又は不開示の決定

開示又は不開示の決定は、原則として開示請求書の受付の日から30日以内に行われ、書面で通知します。決定に不服のあるときは、行政不服審査法に基づき、開示決定があったことを知った日の翌日から60日以内に機構に対して異議申立てをすることができます。

③ 開示の実施

開示は閲覧又は写しの交付により行います。開示決定の通知が届いた日から30日以内に、開示決定書に同封される「開示の実施方法等申出書」により希望の交付方法をお知らせください。

なお、写しを希望の場合は、請求窓口での交付のほか、郵送も可能です。ただし、郵送の場合は、それに係る郵送料（郵便切手を同封）が必要です。

④ 訂正請求・利用停止請求

開示を受けた保有個人情報の内容について誤りがある場合又は利用について停止する必要がある場合、訂正請求又は利用停止請求ができます。開示決定を受けた日から90日以内に「保有個人情報訂正請求書」又は「保有個人情報利用停止請求書」に必要事項を記入して持参又は郵送にて請求窓口にご提出ください。なお、訂正請求及び利用停止請求に関する手数料は不要です。

請求窓口

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

総務部 総務課 情報公開・個人情報保護担当

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

横浜三井ビルディング5階

電話：045-228-5977

お問い合わせフォーム：

<https://www.jehdra.go.jp/toiawase.html>

受付時間：午前9時30分～正午、午後1時～午後5時

（土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）